

ぎょうだ男女共同参画プラン(案)について意見を募集します

市では、一人ひとりが性別にかかわらず、個性や能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」を実現するための指針として、「ぎょうだ男女共同参画プラン」の策定を進めています。

このたび、計画案がまとまりましたので、市民の皆さんから広く意見を募集します。

▶**募集期間** 5月23日(金)～6月22日(日)
▶**閲覧場所** 市政情報コーナー、南河原支所、男女共同参画推進センター、市ホームページ

▶**意見の提出が可能な方**
(1)市内在住の方
(2)市内で事業を行っている方または団体など
(3)市内在勤・在学の方
(4)市に対して納税義務を有する方または団体など
(5)当該計画に対して利害関係を有する方または団体など

▶**提出方法** 前項のうち該当する番号(1)～(5)と、個人の場合は住所、氏名、電話番号を、法人など団体の場合は事務所の所在地、名称、代表者の氏名、電話番号を明記の上(様式自由)、持参(月曜日は休館)、郵送、FAX、Eメール、行田市電子申請・届出サービスのいずれかの方法で提出してください。

【持参・郵送】〒361-0032 行田市佐間3-23-6 男女共同参画推進センター
【FAX】556-9310
【Eメール】viva@city.gyoda.lg.jp

▶**その他**
・電話や口頭での受け付けは行いません。
・個別の回答は行いません。
・個人を特定できないように編集し、概要を市ホームページで公表します。
・意見に基づいて計画を修正した場合は、その内容を公表します。

▶**問い合わせ** 人権・男女共同参画推進課男女共同参画推進担当 ☎556-9301



電子申請・届出サービス

行田市義務教育学校設置に向けた再編計画(個別編)(案)について意見を募集します

教育委員会では、児童生徒数の減少により、教育活動を実施する上で支障が生じていることから、質の高い学びと豊かな教育環境を実現するため、市内小・中学校を令和16年度までに3校の義務教育学校に再編することを目指しています。

このたび、再編後の学校の位置、使用する学校(既存か新設か)、新校開校までのスケジュールなどを内容とする計画案がまとまりましたので、市民の皆さんから広く意見を募集します。

▶**募集期間** 5月5日(月)～7月4日(金)
▶**閲覧場所** 市政情報コーナー、南河原支所、市ホームページ

▶**意見の提出が可能な方**
(1)市内在住の方
(2)市内で事業を行っている方または団体など
(3)市内在勤・在学の方
(4)市に対して納税義務を有する方または団体など
(5)当該計画に対して利害関係を有する方または団体など

▶**提出方法** 前項のうち該当する番号(1)～(5)と、個人の場合は住所、氏名、電話番号を、法人など団体の場合は事務所の所在地、名称、代表者の氏名、電話番号を明記の上(様式自由)、持参、郵送、FAX、Eメール、行田市電子申請・届出サービスのいずれかの方法で提出してください。

【持参・郵送】〒361-0052 行田市本丸2-20 行田市教育委員会教育総務課
【FAX】556-0770
【Eメール】kyouiku-s@city.gyoda.lg.jp

▶**その他**
・電話や口頭での受け付けは行いません。
・個別の回答は行いません。
・個人を特定できないように編集し、概要を市ホームページで公表します。
・意見に基づいて計画を修正した場合は、その内容を公表します。

▶**問い合わせ** 同課学籍・学校再編担当(内線5307)



電子申請・届出サービス

市税は納期限内に納めましょう

市では、皆さんに納めていただいた税金により、快適で住み良いまちづくりを行っています。市民税や固定資産税などの市税は、皆さんの生活に密着した市政の推進に欠かすことのできない重要な財源です。納め忘れのないよう早めの納付を心掛けましょう。

納付を忘れてしまうと

市税は、納期限内に自主的に納めていただくことが原則です。地方税法では、督促状発送日から起算して10日を経過した日までに納付がない場合、財産を差し押さえなければならないとされています。市では、納期限内に納税されている多くの方との公正・公平性を確保するため、督促状発送後、催告などを行った上で、法律に基づく差押えなどの滞納処分を実施しています。

また、市税を納期限後に納付する場合、延滞金(※)が掛かります。延滞金は、納期限内に納付すれば掛かることのない余計な出費となりますので、市税は納期限内に納めましょう。
※令和7年中の延滞金の率は、法律の規定により年8.7パーセントです(ただし、納期限の翌日から1カ月を経過するまでの期間は年2.4パーセント)。

納税相談はお早めに

病気や失業などのやむを得ない特別な事情により納付が困難な方は、早めにご相談ください。市役所の通常業務時間内に来庁できない方のために、右のとおり納税・相談窓口を開設していますので、ご利用ください。

休日夜間 納税・相談窓口の開設

- ▶**休日** 毎週日曜日の午前8時30分～正午
※年末年始を除く
- ▶**夜間** 毎週火曜日の午後5時15分～7時
※年末年始を除く
- ▶**場所** 収納課

令和7年度 市税など納期限一覧

市・県民税	第1期	第2期	第3期	第4期	
	6月30日(月)	9月1日(月)	10月31日(金)	12月25日(木)	
固定資産税 都市計画税	第1期	第2期	第3期	第4期	
	6月2日(月)	7月31日(木)	9月30日(火)	12月1日(月)	
軽自動車税	全期				
	6月2日(月)				
国民健康保険税	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
	7月31日(木)	9月1日(月)	9月30日(火)	10月31日(金)	12月1日(月)
	第6期	第7期	第8期	第9期	
	12月25日(木)	令和8年2月2日(月)	令和8年3月2日(月)	令和8年3月31日(火)	

市税の納付は口座振替をご利用ください

市税の納期限日に指定した口座から自動的に税金が引き落とされますので、納付のために金融機関や市役所に出掛ける必要がありません。市税の納付は、確実・便利な口座振替をご利用ください。

▶**申し込み** 預金通帳と通帳届出印を持参し、市内各金融機関窓口または収納課で手続きをしてください。また、収納課では、キャッシュカードとその暗証番号により申し込みができます。申し込みの際は、取り扱うことができない金融機関やキャッシュカードがありますので、事前にお問い合わせください。

コンビニ・スマホ決済アプリなどで納税できます

日本全国、休日・夜間、時間を問わずに納付することができますので、ぜひご利用ください。なお、スマホ決済アプリはダウンロードが必要となります。

▶コンビニ・スマホ決済アプリで納付できない納付書

- ・納期限を過ぎた納付書
- ・バーコードのない納付書、傷や汚れなどによりバーコードを読み取ることができない納付書
- ・各期別(1枚当たり)の納付額が30万円を超える納付書
- ・金額を訂正した納付書、金額を書き加えた納付書

※これらの場合は、市役所窓口や金融機関をご利用ください

▶[eL-QR]や[eL番号]が印字された納付書をお持ちの方

地方税お支払いサイトを利用し、クレジットカードなどでの納付が可能です。詳しくは、地方税お支払いサイト(<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/pbuser>)をご確認ください。

▶注意事項

- ・スマホ決済アプリおよび地方税お支払いサイトをご利用の場合、領収書や納税証明書は発行されません。納税証明書などが必要な方は市役所窓口や金融機関、コンビニで納付してください。
- ・納付した税金は、市役所で確認できるまで3週間ほど要することがあります。

▶**問い合わせ** 同課(内線236・237)

地域の身近な相談相手 民生委員・児童委員

～5月12日は民生委員・児童委員の日です～

民生委員・児童委員、主任児童委員は、厚生労働大臣から委嘱を受けた地域の福祉ボランティアです。自らも地域住民の一員として、担当地域の高齢の方、障がいのある方、子どもなどの見守りを行っています。

また、市民の立場に立ってさまざまな相談に応じ、必要に応じて市や社会福祉協議会などの専門機関につなぎます。なお、民生委員・児童委員、主任児童委員には、法に基づく守秘義務があり、相談の秘密は守られます。※市内では現在141人の民生委員・児童委員と11人の主任児童委員が活動しています。

民生委員・児童委員の3つの基本姿勢

- [社会奉仕の精神]
- [基本的人権の尊重]
- [政治的中立]



市ホームページ

※自身の地区の担当民生委員・児童委員や主任児童委員を知りたい方は、地域共生社会推進課(6番窓口)にお問い合わせください。

▶**問い合わせ** 同課地域福祉担当(内線285)